

平成24年度 第1回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成24年4月20日（金）14時30分から15時13分

2、開催場所：西宮市役所東館8階802会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田 昭光
会長職務代理者	2番	坂口 文孝
委員	3番	町田 博喜
	4番	吉岡 政和
	5番	松本 俊治
	6番	森畑 義明
	7番	大前 輝雄
	8番	吉井 律
	9番	松井 祐一
	10番	岡本 久一
	11番	茶谷 勝視
	12番	高田 孝
	13番	尾崎 清政
	14番	丸 幸良
	15番	奥村 幸弘

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件

議案第2号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森 正一
係長	東 孝二
主事	立花 逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦労様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、8番吉井律委員、9番松井祐一委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いします。

以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

議長 議案第1号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第1号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」でございます。本日の配布させていただいております資料は、2点でございます。1点目が西宮市農業委員会事務取扱要領の改正案、2点目が要領の新旧対称表であります。説明は、新旧対称表を中心にさせていただきます。

【議案1号を議案書及び、新旧対称表をもとに朗読】

今回の改正は、大きく3つございまして、1つ目は、農業用施設等の届出に係る規定を第20条として設け、当該届出の受理については、会長の専決事項とし、翌月総会時に報告するものとししました。これは、耕作の事業を行うものが、その耕作の事業に供する、他の農地の保全または、利用増進のために、必要な農業用施設、例えば、農道、水路などや自己の農作業の育成または、養畜のため、200㎡以下の農業用施設、例えば、納屋、堆肥舎に農地転用する場合の届出であり、農地法第4・5条の例外規定です。市街化調整区域の農地転用において手続きが簡素化されるメリットがあります。2つ目は、届出等における締切日を廃止し、届出等の書類が事務所に到達した時点を受付日と取り扱うものとし、事務手続きを迅速に処理できるようにしたことです。最後に、別表1が、西宮市農業委員会の権限で、処理する申請書類等の添付書類一覧となっておりますが、それに加え、県知事許可となる市街化調整区域農地での転用申請をするにあたり、必要となる添付書類一覧を掲載することです。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 委員一同	本件に対してご質問、ご意見はございませんか。 (発言なし)
議 長 委員一同	なければ、議案第1号「西宮市農業委員会事務取扱要領の一部改正の件」につきまして、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようでございますので、議案第1号につきましては、承認することといたします。
議 長 事務局	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の2ページについてですが、議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」2件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。 【議案第2号を議案書、別添資料をもとに朗読】 なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。 以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議 長 13番(尾崎)	事務局の説明は終わりました。 次に地元委員の説明をお願いいたします。 議案第2号の1、2についてご説明いたします。 申請農地は、いずれも中野公会堂の南南東約400メートルのところにあります。
議 長	譲渡人の さんは、当該農地を昭和59年に相続で取得したものの、農業の経験も無く不耕作のまま現在に至っておりますが、この度、農地法第3条の耕作目的での所有権移転申請となりました。 譲受人は、中野農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地を家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離の条件も満たしています。 また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題ないと考えます。以上で説明を終わります。
議 長 委員一同	地元委員の説明が終わりました。 本件に対してご質問、ご意見はございませんか。 (質問、意見)
議 長 委員一同	なければ、議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては許可することにしてご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにいたします。

議 長 それでは、これより報告案件に入ります。

 まずは、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書3ページ5件でございます。

 【議案書朗読】

 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4・5ページ8件でございます。

 【議案書朗読】

 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きまして、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございますが、議案書6ページ1件でございます。

 【議案書朗読】

 それぞれの該当農地について3月2日に現地調査を実施した結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (発言なし)

議 長 他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議 長

以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【別紙】農地法第3条第2項各号の判断基準表

議案第2号 番号1

【譲受人】	【譲渡人】	【作成者】	
		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
判断の理由（農地法第3条第2項各号の要件に該当しないか）			該当有無
第2項第1号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	水稻関係機械一式、噴霧器、草刈機等	該当 しない
	・労働力の確保状況	子、子の妻、子の子	
	・技術	子の農業従事年数は40年で、実績あり	
	・通作距離	約0.2km	
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを世帯員等により効率的に利用できるものと見込まれる。		
第2項第2号 農業生産法人以外の法人	譲受人は、個人であり適用なし。		該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので適用なし。		該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	子：240日 子の妻：20日 子の子：20日	該当 しない
	世帯全体において、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると今後も見込まれる。		
第2項第5号 下限面積達しない場合	当該地区の下限面積 ・10a	取得前：8,513㎡ 取得後：9,880㎡ 世帯員である■■■■氏の申請面積も含む	該当 しない
第2項第6号 転貸	該当しない。		該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし	該当 しない
	・農業水利の阻害	なし	
	・無農薬栽培等	なし	
	・特定品目の生産阻害	なし	
	・賃借料の著しい高値	所有権移転のため、該当しない。	
	以上のことを踏まえ、本件の所有権の移転により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成24年4月10日に農業委員である、坂口代理、大前委員、当該地区の担当の尾崎委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。なお、当該調査は申請人等の立会いのもと行った。		

議案第 2 号 番号 2

【譲受人】	【譲渡人】	【作成者】	
		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
判断の理由（農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当しないか）		該当有無	
第 2 項第 1 号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	水稻関係機械一式、噴霧器、草刈機等	該当 しない
	・労働力の確保状況	子、子の妻、子の子	
	・技術	子の農業従事年数は 4 0 年で、実績あり	
	・通作距離	約 0 . 2 km	
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを世帯員等により効率的に利用できるものと見込まれる。		
第 2 項第 2 号 農業生産法人以外の法人	譲受人は、個人であり適用なし。		該当 しない
第 2 項第 3 号 信託	信託ではないので適用なし。		該当 しない
第 2 項第 4 号 農作業常時従事	・原則 1 5 0 日以上	子：2 4 0 日 子の妻：2 0 日 子の子：2 0 日	該当 しない
	世帯全体において、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると今後も見込まれる。		
第 2 項第 5 号 下限面積達しない場合	当該地区の下限面積 ・ 1 0 a	取得前：8 , 5 1 3 m ² 取得後：9 , 8 8 0 m ² 世帯員である ████████ 氏の申請面積も含む	該当 しない
第 2 項第 6 号 転貸	該当しない。		該当 しない
第 2 項第 7 号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし	該当 しない
	・農業水利の障害	なし	
	・無農薬栽培等	なし	
	・特定品目の生産障害	なし	
	・賃借料の著しい高値	所有権移転のため、該当しない。	
	以上のことを踏まえ、本件の所有権の移転により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成 2 4 年 4 月 1 0 日に農業委員である、坂口代理、大前委員、当該地区の担当の尾崎委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。なお、当該調査は申請人等の立会いのもと行った。		